

第 15 回太宰府市自治基本条例審議会

平成 26 年 9 月 17 日（水）午後 7 時～

於太宰府市役所 4 階大会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

1、会長・副会長たたき台について

2、その他

閉会

次回 平成 26 年 10 月 15 日（水） 19:00～：市役所 4 階大会議室

■ 第 14 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
<p>4 頁 第 1 条 目的</p>	<p>【条文】 第 1 条 この条例は、本市における自治の基本原則を定めることにより、市民、議会及び市長等が、互いに理解を深め信頼しあう関係を築き、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的とする。</p> <p>【解説】 ・この条例の目的は「市民を主体とした自治の実現を図ること」です。 その目的を実現するため、市民、議会、市長等の責務を明らかにして、「自治」の基本原則や、市政運営の基本的な事項を定めること、そして、市民や議会、市長等がお互いに理解を深めて信頼関係を強くすることで、太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちを目指し、市民を主体とした自治の実現を目指すことを規定するものです。</p>	<p>【条文】 第 1 条 この条例は、本市における自治の基本原則を定めることにより、市民、<u>コミュニティ</u>、議会及び市長等が、互いに理解を深め信頼しあう関係を築き、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的とする。</p> <p>【解説】 ・この条例の目的は「市民を主体とした自治の実現を図ること」です。 その目的を実現するため、市民、<u>コミュニティ</u>、議会、市長等の責務を明らかにして、「自治」の基本原則や、市政運営の基本的な事項を定めること、そして、市民や<u>コミュニティ</u>、議会、市長等がお互いに理解を深めて信頼関係を強くすることで、太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちを目指し、市民を主体とした自治の実現を目指すことを規定するものです。</p>
	<p>【審議会の議論】 (市民の定義) ・人が交流する場としての太宰府市の特性に合わせて、広い対象に意見をうかがう方がよいだろう。 ・太宰府市は昼夜間人口の差が大きい所なので、市外から来る人も含めてとらえないと、いろいろなことが進まないと思われる。 ・「住民」だけに限定するのではなくて、学生や観光客も含まれることもあると思われ、少し幅広くとらえる定義でよいだろう。 (コミュニティの定義) ・旧自治会の活動が活発であり、それをもとにいろいろなことを協力してやっていかなければならない。また、これからどんどん増えていくであろう NPO も含め考えなければいけない。</p> <p>→定義の内容を確認し、責務を定める対象として「コミュニティ」を追加する。</p>	

■ 第 14 回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
8 頁 第 3 条 定義 第 1 号	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 号で定義している「市民」は、まちづくりは住民だけではなく、本市に関わる多くの人々の協力のもとで進めることが必要であり、また、住民以外の方々にも責務があることを認識していただくことが必要だと考え、住民以外にも幅広く定義しています。 <p>【審議会の議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 6 条 市民の責務の第 3 項は、学生や若者等をまちづくりに巻き込みたいし、関わって欲しいというニュアンスを込めており、第 3 条「市民」の定義にも、学生や若者等とのつながりを記述し、より強調してはどうか。 	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 号で定義している「市民」は、まちづくりは住民だけではなく、<u>学生や若者等</u>、本市に関わる多くの人々の協力のもとで進めることが必要であり、また、住民以外の方々にも責務があることを認識していただくことが必要だと考え、住民以外にも幅広く定義しています。
8 頁 第 3 条 定義 第 2 号	<p>【条文】</p> <p>(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び地方公営企業並びに当該執行機関等の事務等に従事する職員をいう。</p> <p>【審議会の議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地方公営企業」に市単独で規定できない機関が含まれるため、本条例で規定しない方がよいだろう。 	<p>【条文】</p> <p>(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関並びに当該執行機関等の事務等に従事する職員をいう。</p>
8 頁 第 3 条 定義 第 3 号	<p>【条文】</p> <p>(3) まちづくり 太宰府市の魅力を高めるためのあらゆる取り組みをいう。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 3 号で定義している「まちづくり」とは、単に道路や公園などの整備だけではなく、子育て、高齢者支援、環境、教育等、幅広い分野における取り組みをいいます。また、地域の課題は自ら解決するという今日の自治においては、市民、議会、市長等が協力し信頼関係を築きながらまちづくりを行うことが求められています。 <p>【審議会の議論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条文中の「太宰府市の魅力を高める～」について、太宰府市において「魅力」という言葉を使うと、どうしても「観光」の印象を与えてしまうが、本条例に示す意義として「暮らしやすさ 住みやすさ」で魅力的なまちになることを伝えたい。 具体的な例として解説に「子育て、高齢者支援、環境、教育と幅広い分野における取り組み」であるが、経済的発展も魅力の一つにすべきだろう。 (目的と同様、コミュニティを追加) 	<p>【条文】</p> <p>(3) まちづくり 太宰府市を<u>住みやすく、魅力あふれるまちにする</u>ためのあらゆる取り組みをいう</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 3 号で定義している「まちづくり」とは、単に道路や公園などの整備だけではなく、子育て、高齢者支援、環境、教育、<u>都市としての発展</u>等、幅広い分野における取り組みをいいます。また、地域の課題は自ら解決するという今日の自治においては、市民、<u>コミュニティ</u>、議会、市長等が協力し信頼関係を築きながらまちづくりを行うことが求められています。

■第14回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
<p>11 頁 第4条 自治の 基本原則 第3項</p>	<p>【条文】 3 市長等は、仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の機会を保障するものとする。</p>	<p>【条文】 3 市長等は、<u>市政への</u>市民参画の機会を保障するものとする。</p> <p>【解説】 ・「<u>市民参画がどうあるべきか</u>」は個別の場面で違ってきます。<u>さまざまな市政運営に対して、市民は主体的に考えつつ、問題提起をしていくことが求められます。市長等はその市民の声をきちんと受け止めて、参画の機会の保障に努めなければなりません</u></p>
<p>11 頁 第4条 自治の 基本原則 第5項</p>	<p>【条文】 5 市民、議会及び市長等は、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を尊重しつつ、互いに協力してまちづくりを行うものとする。</p> <p>【解説】 ・第5項は、①まちづくりを進めていくためには、市民、議会、市長等が強い信頼関係で結ばれ、合意形成を図ることが必要であること、②ただし、その際、あくまで市民及びコミュニティの自主性・自律性が前提となることを規定しています。</p>	<p>【条文】 5 市民、<u>コミュニティ</u>、議会、市長等は、<u>協働して</u>まちづくりを行うものとする。</p> <p>【解説】 ・第5項は、①まちづくりを進めていくためには、市民、<u>コミュニティ</u>、議会、市長等が強い信頼関係で結ばれ、合意形成を図ることが必要であること、②ただし、その際、あくまで市民及びコミュニティの自主性・自律性が前提となることを規定しています。</p>
	<p>【審議会の議論】 ・「互いに協力してまちづくりを行うこと」と「自主性及び自律性を尊重すること」の二つの要素が入っているため、第3条の協働の定義を考慮して修正してはどうか。</p>	

■第14回審議会の内容を踏まえた修正対照表

頁、条	旧	新
14 頁 第 6 条 市民の責務 第 3 項	【条文】 3 市民は、まちづくりを行う場合においては、学生等と連携するよう努めるものとする。	【条文】 3 市民は、 <u>相互の連携を図り、協力してまちづくりを行うよう努めるものとする。</u> 4 <u>前項の場合において、市民は、学生や若者等の発想を生かすよう努めるものとする。</u> 5 学生や若者等は、市民としての自覚を持ち、節度ある行動をとるよう努めるものとする。
	【審議会の議論】 ・第3項は、学生や若者等をまちづくりに巻き込みたいし、関わって欲しいというニュアンスを込めることが主旨である。	
14 頁 第 6 条 市民の責務 第 3 項	【解説】 ・本市には守っていくべき良き伝統がありますが、太宰府市をより魅力あるまちにしていくためには、新たな発想も必要です。そこで、第3項では、市民の具体的な行動指針として、自由で活発な意見をもつ学生等との連携を規定しました。	【解説】 ・本市には守っていくべき良き伝統がありますが、太宰府市をより魅力あるまちにしていくためには、新たな発想も必要です。そこで、第3項および第4項では、市民の具体的な行動指針として、相互の連携を図ること、自由で活発な意見をもつ学生等の発想を生かすべきことを規定しました。 <u>また、学生や若者等も、市民としての責務とモラルを自覚していただきたいという趣旨の規定も設けました。</u>
	【審議会の議論】 ・太宰府で学ぶ学生達に対して、本条例における「市民」に含まれるということを、伝えるとともに、「市民の責務」も理解してもらうことが必要だろう。ただ勉強しに行っているだけではなくて、太宰府市のいろいろなところで集まったりする時も、「市民」としてのモラルを守る責務があることを共有し、一緒に協力してよいまちをつくっていききたい。	